

学校感染症と出席停止の基準（学校保健安全法 施行規則第18条）

分類	病名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱, 急性灰白髄炎, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。），特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	ひやくにちぜき 百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	ま 麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	りゅうこうせいじか せん えん 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	ふう 風しん	発疹が消失するまで
	すいとう 水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮下するまで
	いんとうけつまくなつ 咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	けっかく 結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	ずいまくえんきんせいずいまくえん 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	さいきんせいせきり 細菌性赤痢	
	ちょうかんしゅつけつせいだいちょうきんかんせんしょう 腸管出血性大腸菌感染症	
	ちょう 腸チフス	
	パラチフス	
	りゅうこうせいかくけつまくな 流行性角結膜炎	
	きゅうせいしゅつけつせいかくけつまくな 急性出血性結膜炎	

＊上記の感染症にかかられた場合、出席停止の対象となりますので、必ず受診し、速やかに学校へ連絡をお願いします。治癒証明書及び罹患報告書はHPよりダウンロードしてご使用ください。

